

防衛省WPS推進計画（案）及び 今後の予定について

防衛省WPS推進本部
令和6年4月2日

1. W P S 推進に向けた取組の検討の進捗について

本年1月に開催した第2回防衛省W P S 推進本部で議論したW P S 推進に向けた4つの取組を中心に、防衛省W P S 推進事務局等において、取組の内容・時期・頻度・実施主体等について議論。



○ 防衛省として、W P S の推進に取り組む意義及び必要性を整理し、政府全体の「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028年度）」を踏まえ、省一体となってW P S を推進するため、2028年度までを対象期間とし、「防衛省女性・平和・安全保障（W P S）推進計画」を定め、事務次官通達として発簡。

○ 4つの取組については、さらに具体化。

①防衛省全体の意識改革

②W P S 推進体制の整備

③諸外国、機関等との連携

④自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映

④の自衛隊の活動については、我が国の防衛及び警備、国際平和協力活動、在外邦人等輸送、災害救援を例示した上で、平素から有事に至るまでの自衛隊の活動とした。

○ フォローアップ体制として、報告・評価について、W P S 推進事務局及びW P S 推進本部の役割を明記。

○ 策定後も推進計画で定めた具体的取組の実績等を踏まえ、W P S 推進について不断に検討し、必要に応じて改正していく。

2. 防衛省W P S 推進計画（案） 4つの具体的な取組について

第1 防衛省全体の意識改革

- ✓ W P Sを推進する主体者としての認識の醸成及びジェンダー視点を取り入れた業務・活動の基盤を一層拡充するため、防衛省全体の意識改革を確実に実施。
- ✓ 防衛政策局及び人事教育局は、特に高官がW P Sの重要性等を認識することに留意しつつ、毎年、事務次官、各幕僚長等から新入隊員に至るまで、全隊員に対する反復的かつ継続的なW P Sに関する基本的な教育研修を実施。
- ✓ 教育研修を所掌する各部局等は、事務官等及び自衛官の初任研修、各種教育課程、幹部昇進時の教育研修及び国内外の関連派遣前研修等の中に各組織に応じて適当なW P Sに関する講義を組み込むことを検討。



高官向けW P S研修の様子。本年3月13～14日、部外講師を招き、初開催し、松本政務官を始め、次官や全幕僚長等が参加。

第2 W P S 推進体制の整備

1. 女性の採用・登用拡大等の人的基盤の強化

- ✓ 引き続き、女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部等が取り組んでいくが、W P S 推進本部と連携（情報共有等）。

2. ジェンダー・アドバイザー等の育成及び配置

内部部局

防衛省ジェンダー・アドバイザー（**省アドバイザー**）を配置し、W P S 国際連携企画官をもって充てる。

役割 事務次官及び各局長に対する助言、教育研修に係る支援等の実施、他省庁W P S 担当部局等との連携、各幕アドバイザー等との連携促進、必要に応じた相互支援等を実施。

各幕僚監部

ジェンダー・アドバイザー（**各幕アドバイザー**）を配置する。

役割 各幕僚長の所掌事務、特に部隊運用におけるジェンダー視点の反映についての助言、教育研修の統括、自衛隊ジェンダー・フォーカルポイントに対する支援及び省アドバイザーとの連携を実施。

育成 当面の間、諸外国等が提供するジェンダー・アドバイザー専門課程を修了した者をもって充てることとし、W P S 推進事務局は、独自のジェンダー・アドバイザー専門課程の開講について検討。

まず、令和7年度末までに、各幕アドバイザーの候補者となる各幕担当官を指名し、ジェンダー・アドバイザー専門課程の修了を目指す。

各自衛隊の 必要な部隊等

ジェンダー・フォーカルポイント（**自衛隊フォーカルポイント**）を**順次配置**する。

役割 当該部隊等の所掌事務、特に部隊運用に関する計画、任務等にジェンダー視点を取り入れるため、所属する部隊等の指揮官を補佐し、教育研修を実施・支援。

育成 ジェンダー・フォーカルポイントの教育は、省アドバイザー及び各幕アドバイザーの支援を得ながら、防衛政策局及び人事教育局が検討。

第3 諸外国、機関等との連携

✓ **女性の参画を推進し、暴力を容認しない国際環境を醸成するため、WPSを防衛協力・交流の柱の一つとし、国際社会と連携してWPSの推進を主導することで、国際社会からの一層の信頼獲得につなげる。** 米国、同志国等と連携し、WPS分野での多国間協力も推進。

1. 各種国際業務とWPSの連関を通じた国際社会での主導

- ① 高官・実務者協議等において、WPSを議題の一つとし、国際連携を追求。
- ② WPSの要素を含んだ能力構築支援を立ち上げる。
- ③ WPSに関する国際会議、教育研修、訓練等に発表者、教官等を派遣。
- ④ 我が国が主催又は共催し、WPSに関する国際会議及びイベントを実施。

2. WPSに係る知見及び教訓の情報収集

3. 諸外国における現地女性のエンパワーメント支援

令和6年度以降、①諸外国の活動に女性隊員を積極的に参画させ、相手国へ同様の参画を奨励し、②可能な限り派遣先国の女性軍人、現地の女性市民、WPSに関連する活動を実施する国際機関等と交流する機会を設け、女性隊員を積極的に参画させる。



本年2月、フィジー軍のPKO派遣要員に対する衛生分野の能力構築支援の機会にWPSセミナーを実施。



本年3月、フィリピン軍に対するHA/DR分野の能力構築支援の機会にWPSセミナーを実施。

第4 自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映

1. 自衛隊の活動に関する文書へのジェンダー視点の反映

自衛隊の活動の内容を決定する際に参照することとなる防衛省・自衛隊の戦略、政策、計画等を作成する際に、ジェンダー視点を反映。

2. ジェンダー視点に立った自衛隊の活動の実施

全ての隊員は、計画等に基づきジェンダー視点に立った活動を実施。特に、市民と接する活動では、女性隊員の参画が特に重要となることに留意。

3. W P Sハンドブックの作成

省全体としてジェンダー視点に立った活動を確保するため、防衛政策局は、国際機関又は諸外国が作成した資料等を、統合幕僚監部は、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部と連携し、ジェンダー視点を反映した自衛隊の活動に関する事例等の教訓を集約し、W P S推進事務局に提供する。W P S推進事務局は、提供を受けた資料等を基に、W P Sハンドブック又はこれに類するものを作成。



能登半島地震を受け、多くの女性自衛官も現地で活躍。女性ならではの視点やアプローチで、避難所において被災者に寄り添ったニーズの把握を行い、必要な物資を届けたり、入浴支援などを実施。

3. 今後の予定について

令和5年8月8日

第一回

- ・ 防衛省WPS推進本部設置
- ・ 現状認識を共有

令和6年1月19日

第二回

- ・ 活動進捗
- ・ WPS推進基本方針
(仮称)の論点整理

令和6年4月2日

第三回

- ・ WPS推進計画の策定
- ・ 今後の活動の方向性

令和6年度、当面の予定

- ・ 全隊員への教育研修の内容を検討し、実施
- ・ 省アドバイザーを配置。ジェンダー・アドバイザー等の育成・配置の在り方について検討
- ・ 諸外国、機関等と連携
- ・ ハンドブック作成のための資料収集

【参考1】WPSとは

- 女性・平和・安全保障 (Women, Peace and Security) 、いわゆる**WPSは**、紛争、災害等においてより脆弱な立場に置かれる女性、女兒等が、紛争、災害等発生時に特に保護すべき対象であるという考えの下、**女性、女兒等の保護及び救済に取り組みつつ、女性が指導的及び主体的に、紛争の予防、復興、平和構築等並びに防災、災害対応及び復興のあらゆる段階に参加することで、より持続的な平和に資することができる**という考え方をいう。
- 1990年代の旧ユーゴスラビアやルワンダ内戦における組織的な性的暴力が大きな注目を浴びたこと、1995年の第4回世界女性会議において、紛争解決の意思決定レベルへの女性の参加を増大し、紛争下に暮らす女性を保護することが戦略目標として採択されたこと、1998年に国際刑事裁判所に関するローマ規程により、紛争下の性的暴力は戦争犯罪と明記されたこと等が契機となり、**2000年、国際連合安全保障理事会において、国際紛争の予防・解決・平和構築・平和維持のあらゆるレベルにおいて女性を「積極的主体」として位置付けた女性・平和・安全保障に関する決議第1325号が全会一致で採択**された。
- 決議第1325号は、以下の4つの柱を明記し、全ての取組にジェンダー主流化が要請されている。
 - ① **参画**：紛争予防・解決、和平交渉、平和維持、平和構築のすべての取組への女性の平等で十全な参画
 - ② **予防**：紛争予防、紛争下の性的及びジェンダーに基づく暴力や人権侵害の防止
 - ③ **保護**：紛争下の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力や人権侵害からの保護や救済
 - ④ **救援と復興**：人道支援、復興、開発支援におけるジェンダーに配慮補完的な決議が採択されており、計10本の決議に記載された取組を総称して「WPSアジェンダ」と呼んでいる。
- 108か国がWPSに関する行動計画を策定。我が国は、直近では2023年4月に第3次行動計画を策定し、防衛省も実施主体として記載されている。多数の大規模自然災害を乗り越えてきた経験から、ジェンダーの視点を防災、災害対応等に取り入れることが重要と認識し、**紛争のみならず災害の項目も含まれているのが特徴**。

(参考) WPS 関連用語の定義

- 「**ジェンダー**」：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス / sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー / gender) という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(出典：第5次男女共同参画基本計画用語解説)
- 「**ジェンダー主流化**」：あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業にジェンダーの視点を取り込むこと。(出典：同上)
- 「**ジェンダー視点**」：ジェンダーに基づく地位や力関係によって生じる差異に着目し、そうした差異がどのように男性及び女性の当面のニーズ・長期的な利益の形成に影響するか検討するもの。(出典：国連平和活動局ジェンダー平等及び女性・平和・安全保障リソースパッケージ (2020年))

【参考2】防衛省としてWPSの推進に取り組む意義及び必要性

(1) 国民の生命、身体等の保護に直接寄与

- 国内外で国民の生命、身体等の保護を要する場面が近年増加
 - ・ スーダンやイスラエルなど外国の緊急事態に際し、邦人等を安全な地域に輸送する場面が増加
 - ・ 大規模自然災害が頻発し、きめ細やかな生活支援等を行う場面が増加
- 人口の約半数を占め、紛争下等で特に脆弱な立場に置かれる女性及び子供のニーズを踏まえ、防衛省として体系的にWPSに関する取組を実施する必要がある、防衛省がWPSを推進することは、その活動の受け手となる国民の生命、身体等の保護に直接寄与

(2) 防衛力の抜本的強化を図る上で必要不可欠

- 国家防衛戦略（2022年12月）は、防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化を明記
 - ・ 女性隊員が更に活躍できる勤務環境の基盤整備やワークライフバランスの推進
 - ・ ハラスメントを一切許容しない組織環境の構築
- これまでも防衛省で実施してきた女性活躍推進とワークライフバランス推進を含む人的基盤強化に向けた取組の一部は、WPS推進と重複・関連
- WPSの推進は、女性を含む多様な人材が能力を発揮できる環境をもたらす。このような多様性はオペレーションの効率化にも重要であり、防衛省がWPSを推進することは、その活動の主体である防衛省の人材育成及び組織の能力強化に繋がり、防衛力の抜本的強化のために必要不可欠

(3) 国際社会の一員として平和と安定に寄与する責任

- FOIPのための新たなプラン（2023年3月）は第一の柱に「平和の原則と繁栄のルール」を掲げ、弱者が力でねじ伏せられない国際環境を醸成するとし、「WPSの観点を踏まえた対応」を明記。
- 国際平和協力業務及び国際緊急援助活動を始めとする自衛隊の海外での活動を、より効果的に実施するためには、ジェンダー視点を取り入れることが不可欠
- 基本的人権の尊重及び法の支配の確保を追求する諸外国の防衛当局等と協調しつつ、防衛省としても、国際社会の責任ある一員として、WPSを推進し、平和及び安定に寄与する責任がある